

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課
不利益処分名	共済計理人の解任の命令
根 拠 法 令	中小企業等協同組合法
根 拠 条 項	第58条の8
連 絡 先	(電話 621 - 5225 )
処 分 基 準	<p>(共済計理人の選任等) 第58条の8 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。</p>
	<p>基 準</p>
	<p>参 考 事 項</p> <p>所管行政庁については中小企業等協同組合法第111条の規定による。徳島県の事務処理の特例に関する条例第2条第2項の規定による事務の権限委譲。</p>
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)